

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

障害者計画の推進に当たっては、行政、地域・家庭、関係団体、事業者や企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担の下に障害者福祉施策を進める必要があります。

(1) 市の役割

- 地域における障害者福祉を進める主体として、地域総合支援協議会を活用し、地域のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市等と連携しながら、地域の実情にあったきめ細かな施策を計画的に推進します。
- 市は、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭の役割

- 地域や家庭、学校等で、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。
- 障害のある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進める必要があります。

(3) 関係団体、事業者、企業等の役割

- 障害者団体は、障害のある人の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービスの提供に努める必要があります。
- 企業は、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、関係団体の代表者、有識者等からなる「防府市障害者保健福祉推進協議会」で定期的に課題の点検等を行い、計画の着実な推進を図ります。

3 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。また、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。